

内部取引の表示に関する Q & A

昭和62年 5 月 19日

改正 平成26年 7 月 29日

日本公認会計士協会

はじめに

本研究報告は、平成25年の学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号）の改正に伴い、学校法人会計問答集（Q & A）第7号「内部取引の表示について」（昭和62年5月19日）の見直しを行い、学校法人委員会研究報告として取りまとめたものである。本Q & Aは研究報告であることから適用時期に関する記載はないが、平成26年7月の改正は学校法人会計基準等改正との整合性を図るための改正であることから、平成27年4月1日以降（知事所轄法人については平成28年4月1日以降）の実務の参考とすることとし、平成27年3月31日以前（知事所轄法人については平成28年3月31日以前）は従前の取扱いを行うこととなる。

Q 1 企業会計では、損益計算書の作成に当たって内部取引残高及び内部利益の額を控除することを求めています。学校法人会計でも資金収支計算書（内訳表及び活動区分資金収支計算書を含む。）及び事業活動収支計算書（内訳表を含む。）の作成に当たっては、同様の処理を行うべきでしょうか。

A （1） 企業会計上、内部取引高の除去は収益及び費用の過大計上を、内部利益の除去は未実現利益の計上を除くためと考えられる。

未実現利益の除去はともあれ、内部取引高についてこのような処理が行われるのは、企業会計の報告書が全社的な数値を対象としたものであることによると認められる。

（2） しかしながら、学校法人会計における報告は全体計算もさることながら、部門別計算を内訳表として表示することが求められており、この点において内部取引高の除去について、取引の形態によっては、企業会計とは別の表示も考えられるところである。

（3） よって、各部門の教育研究活動を正しく把握する必要のある取引については、当面、内訳表の各部門において内部取引高を除去することなく収入及び

支出をそのまま表示し、また内訳表の総額は単純合計するとともに、当該合計金額をもって資金収支計算書及び事業活動収支計算書を作成することが望ましい。

Q 2 大学生が附属の高校に教育実習に出向き、大学部門から高校部門へ礼金を支出した場合の処理はどのようになるのでしょうか。

仕訳例を示すとともに、相殺又は非相殺についても取扱いを明らかにしてください。

A (1) 仕訳例は次のように考えられる。

資金収支計算	借方	貸方
(大学)	教育実習費支出 /	支払資金
(高校)	支払資金 /	雑収入
事業活動収支計算	借方	貸方
(大学)	教育実習費 /	現金預金
(高校)	現金預金 /	雑収入

(2) Q 1 にいう部門別の収支を表わすケースに当たり、大学における教育研究経費を適正に表示する意味で当該取引は上記(1)の仕訳例のとおりに表示することが妥当である。

Q 3 A部門からB部門へ資金移動した場合、例えば、大学部門から学校法人部門へ分担金を支出する場合の処理はどのようになるのでしょうか。

A (1) 仕訳例は次のように考えられる。

資金収支計算	借方	貸方
(大学)	分担金支出 /	支払資金
	(又は学校法人)	
(学校法人)	支払資金 /	分担金収入
		(又は大学)
事業活動収支計算	借方	貸方
(大学)	分担金(支出) /	現金預金
	(又は学校法人)	

(学校法人) 現金預金 / 分担金(収入)
(又は大学)

(2) 事業活動収支計算の仕訳を見ると分かるように、この取引は学校法人全体からすれば単に資金の付け替えにすぎない。学校法人会計基準は、資金の付け替えの表示を予定していないため、当該取引は、資金収支計算書(内訳表及び活動区分資金収支計算書を含む。)及び事業活動収支計算書(内訳表を含む。)の双方ともに相殺して表示することが妥当である。

Q 4 大学部門において高校部門の費用の立替払いをし、この資金を受け入れた場合の処理はどのようになるのでしょうか。

A (1) 仕訳例は次のように考えられる。

資金収支計算	借 方	貸 方
(大学)	× × 費 支 出 (又は立替金支出)	/ 支 払 資 金
	支 払 資 金	/ × × 費 支 出 (又は立替金収入)

(高校) × × 費 支 出 / 支 払 資 金

事業活動収支計算	借 方	貸 方
(大学)	× × 費 (又は立替金)	/ 現 金 預 金
	現 金 預 金	/ × × 費

(高校) × × 費 / 現 金 預 金

(2) 仕訳を見ると分かるように、この取引は資金の立替及びその回収にほかならないため、支出時に経費(支出)勘定で処理してもその回収時には、その貸方記入により借方記入処理を取り消している。よって、経費(支出)勘定で処理する場合は、結果的に相殺後の数値となるので、上記(1)のままの処理とすることに何らの問題もない。

また、立替金(支出)勘定での処理も、事業活動収支計算においては経費(支出)勘定での処理と同様、貸借相殺されるので、上記(1)のままの処理とすることが妥当である。

Q 5 学校法人部門から大学部門へ資金を貸し付けた場合の処理はどのようになるのか

でしょうか。

A (1) 仕訳例は次のように考えられる。

資金収支計算	借方	貸方
(学校法人)	貸付金支出 (又は大学)	支払資金

(大学)	支払資金	借入金収入 (又は学校法人)
------	------	-------------------

事業活動収支計算	借方	貸方
(学校法人)	貸付金 (又は大学)	現金預金

(大学)	現金預金	借入金 (又は学校法人)
------	------	-----------------

(2) 部門間における資金の収受に当たって、部門名をもって勘定科目として仕訳をするのは、資金の貸付・借入といってもその実態は単なる資金の移動と理解しているからと考えられ、この場合はQ3と同じように資金収支計算書(内訳表及び活動区分資金収支計算書を含む。)及び事業活動収支計算書(内訳表を含む。)の双方ともに相殺して表示することが妥当である。

この考え方は、勘定科目を部門名から貸付金(支出)及び借入金(収入)に替えて仕訳をしても何らの変更はなく、貸付金(支出)と借入金(収入)は相殺表示が求められることとなる。

(3) また、このような取引に伴い利息の収受がなされる場合もある。利息の収支は正にQ2と同様、部門の収支を表わすものであるとの考え方もあるようであるが、(2)のように、貸付・借入を単なる資金の移動と考える現状においては、仮に利息を仕訳において認識しても、資金収支計算書(内訳表及び活動区分資金収支計算書を含む。)及び事業活動収支計算書(内訳表を含む。)の双方とも相殺表示することが望まれる。

以上